

改正

平成30年4月19日告示第83号

令和6年3月28日告示第70号

二本松市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域団体の自主的な防犯活動の支援及び安全・安心を実感できるまちづくりを実現するため、防犯カメラを設置する地域団体等に対して補助金を交付し、もって市内の犯罪の予防を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 公共空間を撮影の対象とし、犯罪を予防することを目的として街頭に設置する常設の映像装置で、録画装置その他必要な関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 公共空間 道路、公園などの屋外にて誰もが自由に利用できる空間をいう。
- (3) 地域団体 区、町内会、自治会、商店会その他一定の区域の住民等により構成される団体（次号に規定する団体を除く。）をいう。
- (4) 商工団体 二本松商工会議所又はあだたら商工会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、防犯カメラを設置する地域団体（国、県等の防犯カメラ設置に関する補助制度の適用を受けることができる者を除く。）及び防犯カメラの維持管理を行う商工団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、防犯カメラの設置等に要する次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用、設置工事費用及び防犯カメラの設置を示す看板設置費用
- (2) 市長の要請に基づき商工団体が設置した防犯カメラの維持管理に要する経費のうち市長が認めた費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じた額として、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 前条第1号の費用 補助対象経費の3分の2以内の額とし、20万円を限度とする。

(2) 前条第2号の費用 補助対象経費の2分の1以内の額

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、二本松市防犯カメラ設置事業管理運用要綱（平成28年二本松市告示第69号）を遵守し、防犯カメラ設置補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面

(2) 設置費用見積書

(3) 設置する防犯カメラの概要がわかる資料（図面、カタログ等）

(4) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意書

(5) 設置する場所の所有者等の権利者の同意又は許可を証する書類

(6) 防犯カメラ設置事業収支予算書

(7) 防犯カメラ管理運用規程

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号から第7号までの規定は、商工団体には適用しない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付を決定したときは、防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者が申請を取下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第9条 申請者は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた後において、当該事業計画の変更をしようとするときは、防犯カメラ設置補助金事業計画変更申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の変更決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消したときは、防犯カメラ設置補助金変更決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、防犯カメラの設置が完了したときは、防犯カメラ設置補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像
- (2) 設置場所の工事前後の写真
- (3) 領収書の写し
- (4) 防犯カメラ設置事業収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日から14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 第1項第1号、第2号及び第4号の規定は、商工団体には適用しない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、防犯カメラ設置の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防犯カメラ設置補助金確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第13条 前条の規定による確定通知書を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、防犯カメラ設置補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書の提出があったときは、市長は速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な申請により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定後に、他の補助制度の交付を受けていたことが判明したとき。

(財産処分の制限)

第15条 第5条第1号の補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 補助金の対象となった防犯カメラは、設置後5年間は撤去又は移設をしてはならない。ただし、

市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、市長に報告し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 第5条各号に掲げる補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第17条 この要綱及び二本松市補助金等交付規則（平成17年二本松市規則第37号）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月19日告示第83号）

この要綱は、平成30年4月19日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第70号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

防犯カメラ設置補助金交付申請書

年 月 日

二本松市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

二本松市防犯カメラ設置補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 事 業 等 の 内 容	
補助事業等の経費所要額	円
補 助 金 の 額	円
補 助 事 業 等 の 着 手 年月日及び完了年月日	年 月 日 着手 年 月 日 完了（予定）
添 付 書 類	1 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面 2 設置費用見積書 3 設置する防犯カメラの概要がわかる資料（図面、カタログ等） 4 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意書 5 設置する場所の所有者等の権利者の同意又は許可を証する書類 6 防犯カメラ設置事業収支予算書 7 防犯カメラ管理運用規程 8 その他市長が必要と認める書類 ※申請者が商工団体の場合は、上記8のみ添付すること。
担当課所見（申請者において記入しないこと。）	

第 号
年 月 日

様

二本松市長

防犯カメラ設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ設置補助金については、下記の条件を付して交付することに決定しましたので、二本松市防犯カメラ設置補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円
交 付 時 期	
交 付 条 件	・ 二本松市防犯カメラ設置補助金交付要綱及び二本松市防犯カメラ設置事業管理運用要綱に従わなければならない。 ・ 年 月 日までに完了しなければならない。

第3号様式（第9条関係）

防犯カメラ設置補助金事業計画変更申請書

年 月 日

二本松市長

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は名称

二本松市防犯カメラ設置補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

交 付 決 定 年 月 日		年 月 日	番 号	第 号
補 助 金 の 決 定 額		円		
補助事業等 の 内 容	変更前			
	変更後			
計 画 変 更 の 理 由				
計 画 変 更 の 年 月 日				
添付書類				

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

防犯カメラ設置補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった防犯カメラ設置補助金については、
下記のとおり決定しましたので二本松市防犯カメラ設置補助金交付要綱第 1 0 条の規
定により通知します。

記

1 変更決定の内容

当初決定	変更決定

2 上記のほか、補助金交付の条件については、年 月 日付け防犯カメ
ラ設置補助金交付決定通知書のとおりとする。

防犯カメラ設置補助金実績報告書

年 月 日

二本松市長

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は名称

二本松市防犯カメラ設置補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
補 助 事 業 等 の 内 容			
補 助 事 業 等 の 施 行 場 所			
補助事業等の経費精算額及び 補助金の交付決定通知額	精 算 額	円	
	決定通知額	円	
着手年月日	・ ・	完了年月日	・ ・
添付書類 1 設置した防犯カメラにより撮影された画像 2 設置場所の工事前後の写真 3 領収書の写し 4 防犯カメラ設置事業収支決算書 5 その他市長が必要と認める書類 ※申請者が商工団体の場合は、上記3及び5を添付すること。		報告事項審査結果（補助事業者等において記入しないこと。）	

第 号
年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称 様

二本松市長 印

防犯カメラ設置補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった防犯カメラ設置補助金については、次のとおり確定しましたので、二本松市防犯カメラ設置補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
交 付 決 定 通 知 額	①	円	
精 算 額	②	円	
率	③		
確 定 額	④	円 (②×③)	
差 引 額	⑤	円 (①－④)	

防犯カメラ設置補助金交付請求書

年 月 日

二本松市長

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は名称

二本松市防犯カメラ設置補助金交付要綱第13条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
補助金の交付決定通知額	①		円
既 交 付 額	②		円
今 回 交 付 請 求 額	③		円
未 交 付 額	④		円 ①－(②+③)
② の 内 訳	年 月 日		円交付
	年 月 日		円交付
	年 月 日		円交付
	年 月 日		円交付

備考

- ・添付書類 振込先金融機関の口座通帳の写し（1枚目見開き部分）